

○ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月25日

規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例（平成6年条例第72号）第3条に規定する対象者に係る申請等（申請又は届出をいう。以下この号において同じ。）の受理，その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務

(2) ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例第4条に規定する医療福祉費の支給に関する事務

(3) ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例第4条の2に規定する控除額の支給に関する事務

(4) ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例第8条に規定する医療福祉費の返還に関する事務

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 生活に困窮する外国人（以下「生活困窮外国人」という。）に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務

(2) 生活困窮外国人に対する生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 生活困窮外国人に対する生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務

(4) 生活困窮外国人に対する生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務

(5) 生活困窮外国人に係る生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資

料の提供等の求めに関する事務

- (6) 生活困窮外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (7) 生活困窮外国人に対する生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
- (8) 生活困窮外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) ひたちなか市就学援助費交付規則（平成6年教委規則第14号）第5条に規定する就学援助費の交付の申請の受理に関する事務
- (2) ひたちなか市就学援助費交付規則第6条第1項に規定する就学援助費の交付の申請に係る事実についての審査又は同条第2項に規定するその申請に対する応答に関する事務
- (3) ひたちなか市就学援助費交付規則による就学援助費の交付に関する事務
- (4) ひたちなか市就学援助費交付規則第8条第1項の規定による就学援助費の交付の取消し又は同条第2項に規定する就学援助費の返還に関する事務
（条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報）

第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例第4条に規定する医療福祉費の受給資格に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 対象者が妊産婦（ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例第2条第1号に規定する妊産婦をいう。アにおいて同じ。）の場合にあつては、当該妊産婦、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）又は当該妊産婦若しくはその配偶者と生計を同じくする者に係る次に掲げる情報
 - (ア) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（特別区民税を含む。以下「市町村民税」という。）に関する情報
 - (イ) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）
 - (ウ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者の資格

又は同法第57条の2第1項の高額療養費の支給に関する情報

(エ) 生活保護法第19条第1項の保護の実施，同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更，同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

(オ) 生活困窮外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施，同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更，同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活困窮外国人生活保護実施関係情報」という。）

イ 対象者が小児（ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例第2条第2号に規定する小児をいう。イにおいて同じ。）の場合にあっては，当該小児の父，母又は当該小児と生計を同じくする者に係るア（ア）から（オ）までに掲げる情報

ウ 対象者が母子家庭の母子（ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例第2条第3号に規定する母子家庭の母子をいう。ウにおいて同じ。）若しくは父子家庭の父子（同条第4号に規定する父子家庭の父子をいう。ウにおいて同じ。）の場合にあっては，当該母子家庭の母子若しくは父子家庭の父子又は当該母子家庭の母子若しくは父子家庭の父子と生計を同じくする者に係る次に掲げる情報

(ア) 地方税法の規定による道府県民税（都民税を含む。以下「道府県民税」という。）に関する情報

(イ) 住民票関係情報

(ウ) 国民健康保険法による被保険者の資格又は同法第57条の2第1項の高額療養費の支給に関する情報

(エ) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者の資格又は同法84条第1項の高額療養費の支給に関する情報

(オ) 生活保護実施関係情報

(カ) 生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(キ) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

エ 対象者が重度心身障害者等（ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例第2条第5号に規定する重度心身障害者等をいう。エにおいて同じ。）の場合

にあつては、当該重度心身障害者等，その配偶者又は当該重度心身障害者等と生計を同じくする者に係る次に掲げる情報

(ア) 道府県民税に関する情報

(イ) 住民票関係情報

(ウ) 国民健康保険法による被保険者の資格又は同法第57条の2第1項の高額療養費の支給に関する情報

(エ) 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格又は同法84条第1項の高額療養費の支給に関する情報

(オ) 生活保護実施関係情報

(カ) 生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(キ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(2) ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例第4条の2に規定する控除額の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号ア及びイに掲げる情報

(3) ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例第6条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 第1号アからエまでに掲げる情報

(4) ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例第8条に規定する医療福祉費の返還に関する事務 第1号アからエまでに掲げる情報

第4条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活困窮外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者に準ずる生活困窮外国人(以下この条及び第19条において「要保護者等」という。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

イ 要保護者等に係る国民健康保険法第36条又は第58条の保険給付の支給に関する情報

ウ 要保護者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する情報

エ 要保護者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

オ 要保護者等に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付，同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給

付の支給に関する情報

カ 要保護者等と同一の世帯に属する者又は要保護者等であって日本の国籍を喪失し、又は日本の国籍から離脱する前に生活保護法による保護の措置若しくは就労自立給付金の支給を受けたことがある者に係る生活保護実施関係情報

キ 要保護者等と同一の世帯に属する者又は要保護者等であって日本の国籍を喪失し、又は日本の国籍から離脱する前に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金を受けたことがある者に係る同法第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下このキ及び第15条において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下このキ及び第15条において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下このキ及び第15条において「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。第15条において同じ。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）

ク 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

ケ 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報

コ 要保護者等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

サ 要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報

(2) 生活困窮外国人に対する生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号アからサまでに掲げる情報

(3) 生活困窮外国人に対する生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 第1号アからサまでに掲げる情報

(4) 生活困窮外国人に対する生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 第1号アからサまでに掲げる情報

(5) 生活困窮外国人に対する生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 第1号アからサまでに掲げる情報

(6) 生活困窮外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号アからサまでに掲げる情報

第5条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の障害児通所給付費又は同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(2) 児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する事務 当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(3) 児童福祉法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保

護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

- (4) 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する事務 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (5) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務（同法第51条第3号に係る部分に限る。） 当該徴収に係る児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (6) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務（同法第51条第4号及び第5号に係る部分に限る。） 当該徴収に係る児童福祉法第24条第5項又は第6項の措置に係る児童又は当該児童の扶養義務者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

第6条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、身体障害者福祉法第38条第1項の費用の徴収に関する事務とし、同表の4の項の規則で定める情報は、当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報とする。

第7条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 同法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報又は同法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護者等に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報又は同法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 要保護者等に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報又は同法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 要保護者等に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報又は同法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報

(5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 要保護者等に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報又は同法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報

(6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要保護者等に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報又は同法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報

第8条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 地方税法第15条の7の滞納処分の停止に関する事務 市税に係る滞納者に係る次に掲げる情報

ア 生活保護実施関係情報

イ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(2) 地方税法第295条の個人の市町村民税の非課税の範囲の確認に関する事務 地方税法第294条第1項第1号に掲げる者に係る次に掲げる情報

ア 生活保護実施関係情報

イ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(3) 地方税法第317条の2の市町村民税の申告等に関する事務 地方税法第294条第1項第1号に掲げる者に係る次に掲げる情報

ア 国民健康保険法第57条の2第1項の高額療養費の支給又は地方税法第703条の4の国民健康保険税の徴収に関する情報

イ 高齢者の医療の確保に関する法律第84条第1項の高額療養費の支給又は同法第104条の保険料の徴収に関する情報

ウ 介護保険法第51条第1項の高額介護サービス費若しくは同法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給又は同法第129条の保険料の徴収に関する情報

(4) 地方税法第323条の市町村民税の減免に関する事務 納税義務者に係る次に掲げる情報

ア 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

イ 生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(5) 地方税法第367条の固定資産税の減免に関する事務 納税義務者に係る前号ア又はイに掲げる情報

- (6) 地方税法第454条の軽自動車税の減免に関する事務 納税義務者に係る第4号ア又はイに掲げる情報
- (7) 地方税法第706条第2項又は第3項の国民健康保険税の特別徴収に関する事務 国民健康保険法の被保険者であって65歳以上の世帯主に係る介護保険法第135条の保険料の特別徴収に関する情報
- (8) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第5条の4の障害者支援施設等に入所又は入院中の者に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 40歳以上65歳未満の被保険者に係る介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第11条第1項の規定の適用に関する情報

第9条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第4項（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした同法第2条第2号の公営住宅（以下この条において「公営住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (2) 公営住宅法第19条（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (3) 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 同項の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (4) 公営住宅法第27条第5項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者並びに同項の規定により同居させようとする者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (5) 公営住宅法第27条第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (6) 公営住宅法第29条第7項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(7) 公営住宅法第32条第1項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(8) 公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、同法第25条第1項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第27条第5項の規定により同居させようとする者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

第10条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、国民健康保険法の被保険者の資格の確認に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該確認に係る者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 生活保護実施関係情報

(2) 生活困窮外国人生活保護実施関係情報

第11条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の費用の徴収に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報とする。

第12条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4の福祉の措置の実施に関する事務 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(2) 老人福祉法第11条の福祉の措置の実施に関する事務 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(3) 老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務 老人福祉法第10条の4第1項又は第11条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

第13条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、母子保健法第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務とし、同表の11の項の規則で定める情報は、当該徴収に係る母子保健法第20条の措置に係る未熟児又は当該未熟児の扶養義務者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報とする。

第14条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第107条の保険料の特別徴収に関する

る事務 同法による被保険者に係る介護保険法第135条の規定による保険料の特別徴収に関する情報

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格の確認に関する事務 当該確認に係る者に係る次に掲げる情報

ア 生活保護実施関係情報

イ 生活困窮外国人生活保護実施関係情報

第15条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条において「要支援者等」という。）に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要支援者等に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報又は同法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 要支援者等に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報又は同法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務 要支援者等に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報又は同法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務 要支援者等に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報又は同法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報

(6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収（同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要支援者等に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報又は同法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報

第16条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 介護保険法による被保険者の資格の確認に関する事務 次に掲げる情報
ア 当該確認に係る者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害者支援施設への入所（同法第19条第1項の規定による支給決定（同法第5条第7項に規

定する生活介護（以下この号において「生活介護」という。）及び同条第10項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）を受けたものに限る。）に関する情報

イ 当該確認に係る者に係る身体障害者福祉法第18条第2項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）への入所に関する情報

- (2) 介護保険法第49条の2又は第59条の2の負担割合の判定に関する事務 当該判定に係る第1号被保険者（同法第9条第1号の第1号被保険者をいう。）に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (3) 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (4) 介護保険法第51条第1項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (5) 介護保険法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (6) 介護保険法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (7) 介護保険法第66条第1項又は第2項の保険料滞納者に係る支払方法の変更を行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (8) 介護保険法第66条第3項の保険料滞納者に係る支払方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (9) 介護保険法第67条第1項又は第2項の保険給付の支払の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (10) 介護保険法第68条第1項の第2号被保険者（同法第9条第2号の第2号被保険者をいう。次号において同じ。）の保険給付の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (11) 介護保険法第68条第2項の第2号被保険者の保険給付の一時差止め

- の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (12) 介護保険法第69条第1項ただし書の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の減額を行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (13) 介護保険法第69条第1項又は第2項の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (14) 介護保険法第115条の45の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務 当該確認に係る被保険者（同法第9条に規定する被保険者をいう。以下この条において同じ。）、要介護被保険者（同法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。）を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市が認める者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (15) 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合の判定に関する事務 当該判定に係る居宅要支援被保険者等（同項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (16) 介護保険法第115条の45第5項及び第115条の47第8項に規定する利用料の請求に係る事務 当該請求に係る利用者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (17) 介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する事務 当該保険料を課せられる被保険者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (18) 介護保険法第142条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (19) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第27条第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (20) 介護保険法施行規則第32条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報
- (21) 介護保険法施行規則第83条の6（同令第97条の4において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(22) 介護保険法施行法第13条第3項の施設介護サービス費又は同条第5項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

2 前項第3号、第4号及び第21号の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、前項第3号及び第4号中「介護保険法」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法」と、前項第21号中「介護保険法施行規則」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則」と読み替えるものとする。

第17条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第29条第1項の支給認定基準世帯員をいう。第4号において同じ。）に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

第18条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務

とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 当該支給認定に係る子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この条において単に「小学校就学前子ども」という。第22条において同じ。）又は小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(2) 子ども・子育て支援法第23条第1項の支給認定の変更に関する事務 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(3) 子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による支給認定の変更に関する事務 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(4) 子ども・子育て支援法第24条第1項の支給認定の取消しに関する事務 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

(条例別表第3の規則で定める事務及び特定個人情報)

第19条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活困窮外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 要保護者等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報

(2) 生活困窮外国人に対する生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報

(3) 生活困窮外国人に対する生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う保護の変更に関する事務 要保護者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報

(4) 生活困窮外国人に対する生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 要保護者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報

(5) 生活困窮外国人に対する生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に

要する費用の返還に関する事務 要保護者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報

- (6) 生活困窮外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要保護者等に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報

第20条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報とする。

第21条 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) ひたちなか市就学援助費交付規則第5条に規定する就学援助費の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア 道府県民税又は市町村民税に関する情報

イ 住民票関係情報

- (2) ひたちなか市就学援助費交付規則第8条第1項の規定による就学援助費の交付の取消しに関する事務 就学援助費の交付を受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る前号ア又はイに掲げる情報

- (3) ひたちなか市就学援助費交付規則第8条第2項に規定する就学援助費の返還に関する事務 就学援助費の交付を受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る第1号ア又はイに掲げる情報

第22条 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 子ども・子育て支援法第20条第1項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該支給認定に係る小学校就学前子どもの保護者若しくは扶養義務者若しくはその世帯員に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

イ 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ウ 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子ども
と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子ども
と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人生活保護実施関係情報

カ 当該支給認定に係る小学校就学前子ども若しくは当該小学校就学前子
どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項
の障害児通所給付費，同法第 21 条の 5 の 4 第 1 項の特例障害児通所給
付費又は同法第 21 条の 5 の 1 2 第 1 項の高額障害児通所給付費の支給
に関する情報

キ 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子ども
と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の身体
障害者手帳の交付に関する情報

ク 当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子ども
と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的
に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報

ケ 当該支給認定に係る小学校就学前子どもを監護又は養育する者に係る
児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報

(2) 子ども・子育て支援法第 23 条第 1 項の支給認定の変更に関する事務 前
号アからケまでに掲げる情報

(3) 子ども・子育て支援法第 23 条第 4 項の職権による支給認定の変更に関
する事務 第 1 号アからケまでに掲げる情報

(4) 子ども・子育て支援法第 24 条第 1 項の支給認定の取消しに関する事務
第 1 号アからケまでに掲げる情報

付 則

この規則は，平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年規則第 2 号）

この規則は，公布の日から施行する。